

さくらねご無料不妊手術事業

ページID1005869

更新日 令和5年10月1日

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねご無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携して TNR 事業を行います。

「さくらねご無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねごTNR (Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのように V 字カットする)」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねご」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

[公益財団法人どうぶつ基金 \(外部リンク\)](#)

さくらねご無料不妊手術チケットの申請受付

町は、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねご無料不妊手術事業(行政枠)」で発行しているさくらねご無料不妊手術チケットの交付窓口となり、町内で地域猫活動を行う個人・団体からの申請を受け付けます。

チケットの交付対象は、飼い主のいない猫に限ります。(里親に出す、または保護する予定の猫は対象外となります。)
申請受付後、町から公益財団法人どうぶつ基金へチケットの申請を行い、発行されたチケットを申請者に交付します。

申請方法

さくらねご無料不妊手術チケット交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、住民課環境保全グループ(役場1階2番窓口)に提出してください。なお、申請の際は、申請書記載の同意事項をよくお読みいただき、必ず同意したうえで申請してください。

チケットの利用方法

公益財団法人どうぶつ基金に登録している「さくらねご無料不妊手術事業協力病院」でチケットを利用し、手術を受けさせることができます。協力病院については、公益財団法人どうぶつ基金のホームページをご参照ください。

チケットの有効期間

チケットの有効期間は下記のとおりとなります。有効期間内でなければ利用できませんのでご注意ください。

①毎月1日～5日に申請した場合⇒申請月の翌月1か月間			
1日～5日	6日～月末	翌月1日～月末	
申請		チケット有効期間	
②毎月6日以降に申請した場合⇒申請月の翌々月1か月間			
1日～5日	6日～月末	翌月1日～月末	翌々月1日～月末
	申請		チケット有効期間

チケットの利用報告

チケットを利用した後は、利用月の末日までに、下記書類を住民課環境保全グループ(役場1階2番窓口)に提出してください。

- さくらねご無料不妊手術チケット利用報告書
- チケットを利用した猫の写真
ア 不妊手術前後の写真(全体写真及び耳先カットがわかる写真)
イ 地域猫活動の様子が分かる写真(給餌場及びトイレの設置状況等の写真)
- 活動場所及び周辺の地図

なお、利用しなかったチケットがある場合は必ず一緒に返却してください。
報告が適切にされない場合、次回以降の公益財団法人どうぶつ基金からのチケット発行が停止されます。

注意事項

- 地域猫活動を行うには、周囲の人たちの理解が必要です。活動を行う際には、周辺住民へ説明し、理解を得るようにしてください。
- 地域猫活動により生じたトラブルに対し、町は一切責任を負いません。活動者の責任において実施してください。

ダウンロード

[さくらねご無料不妊手術チケット交付申請書（様式第1号）（PDF 300.4KB）](#)

[さくらねご無料不妊手術チケット利用報告書（様式第2号）（PDF 314.8KB）](#)

このページに関するお問い合わせ

生活福祉部住民課環境保全グループ

〒480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

電話：0568-28-0916

ファクス：0568-28-2870